

青森県報

第十七号

令和元年
六月十二日
(水曜日)

目次

- 障害福祉サービス事業者の指定…………… (障害福祉課) …… 一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出…………… (同) …… 一
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定…………… (同) …… 一
- 保安林の指定解除予定…………… (林 政 課) …… 二
- 地籍調査事業計画…………… (農 村 整 備 課) …… 二
- 公共測量の実施…………… (監 理 課) …… 二
- 右 同…………… (同) …… 三
- 建設業者の許可の取消し…………… (中 南 地 域 民 局) …… 三
- 右 同…………… (同) …… 三
- 出先機関…………… (中 南 地 域 民 局) …… 三
- 土地改良区の役員の就任及び退任…………… (中 南 地 域 民 局) …… 四

告 示

青森県告示第百十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第

百二十三号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和元年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	住所	障害福祉サービスの種類	名称	住所	指定年月日
株式会社 Online Service	弘前市大字緑ヶ丘一丁目三の二	弘前市大字緑ヶ丘一丁目三の二	就労継続支援 B 型	就労継続支援事業所 ぶんせりふ	弘前市大字緑ヶ丘一丁目三の二	令和元年六月一日

青森県告示第百十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百二十三号) 第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和元年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	住所	障害福祉サービスの種類	名称	住所	廃止年月日
訪問介護ステーションユー	弘前市大字原ヶ五平二丁目五の三	弘前市大字原ヶ五平二丁目五の三	居宅介護、重度訪問介護	訪問介護ステーションユー	弘前市大字原ヶ五平二丁目五の三	令和元年六月三日

青森県告示第百二十号

児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第二十一条の五の三第一項の規定に

より、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和元年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

ri nic o	名称	指定障害児通所支援事業者	
	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業所
五所川原市金木町神原桜元三一	保育所等訪問支援	名称	所在地
五所川原市金木町神原桜元三一	訪問支援		
令和元年六月十一日	指定年月日		

青森県告示第百二十一号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和元年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字今須一五四の二〇五、一五四の二〇七、一五四の二〇八
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため

青森県告示第百二十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、令和元年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

る。

令和元年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
青森市	大字新城字山田の一部	平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで
弘前市	大字常盤坂一丁目、大字常盤坂二丁目、大字常盤坂三丁目、大字常盤坂四丁目	
八戸市	大字十日市字下谷地、字上谷地、字登手、字弥次郎窪	
五所川原市	みどり町一丁目から四丁目まで	
むつ市	大字田名部字矢立山の一部、字頭梨子の一部	

青森県告示第百二十三号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所
- 二 測量の種類
公共測量（二級基準点測量）
- 三 測量の期間
令和元年五月二十九日から同年七月五日まで
- 四 測量の地域

つがる市柏下古川地内

青森県告示第百二十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所

二 測量の種類

公共測量（二級基準点測量、三級水準測量）

三 測量の期間

令和元年五月二十九日から同年十月十八日まで

四 測量の地域

青森市鶴ヶ坂地内

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社福島建設

二 代表者の氏名 福島忠宏

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字和徳町三三四

四 許可番号 青森県知事許可（般一三七）第二六二二号

五 取消年月日 令和元年五月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十一年三月十九日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社藤千

二 代表者の氏名 佐藤一眞

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字折笠字法立堂一一四の五

四 許可番号 青森県知事許可（般一七八）第二〇〇三〇七号

五 取消年月日 令和元年五月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
屋土地改良区から、次のとおり役員の新就任及び退任の届出があったので、同条第十八
項の規定により公告する。

令和元年六月十二日

中南地域県民局長 小野 正 人

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	三浦 静一	弘前市大字中畑字和泉一〇六	平成 三・四・三就任
〃	石田 武広	中津軽郡西目屋村大字田代字神田一〇四 の一六	〃
〃	三上 春雄	弘前市大字中畑字旭岡九二の一	〃
〃	米澤 勝義	中津軽郡西目屋村大字田代字神田三〇四 の一	〃
〃	西澤 敏朗	弘前市大字中畑字俵元七三の四	〃
〃	西沢 幸司	〃 〃 七二の三	〃
〃	三上 哲徳	〃 〃 字和泉七二の二	〃
〃	三上洋一郎	〃 〃 字旭岡五一	〃
監事	西澤 義和	中津軽郡西目屋村大字杉ヶ沢字平岡一六 五の一	〃
〃	三上 誠	弘前市大字番館字長田二八の一	〃
理事	三浦 静一	〃 〃 大字中畑字和泉一〇六	三・四・二退任
〃	石田 武広	中津軽郡西目屋村大字田代字神田一〇四 の一六	〃
〃	三上 春雄	弘前市大字中畑字旭岡九二の一	〃
〃	工藤 雄一	〃 〃 大字番館字長田三一の一	〃
〃	西沢 幸司	〃 〃 大字中畑字俵元七二の三	〃
〃	西澤 敏朗	〃 〃 七三の四	〃
監事	西澤 義和	中津軽郡西目屋村大字杉ヶ沢字平岡一六 五の一	〃
〃	三上 誠	弘前市大字番館字長田二八の一	〃

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭